

# 令和元年度 議会改革特別委員会行政視察報告書

1 期 日 令和元年5月15日(水)～16日(木)

2 視察先

【三重県いなべ市議会】

- ・施策評価及び事務事業評価について
- ・議会基本条例の検証と課題について

【滋賀県草津市議会】

- ・市の主要事業評価について
- ・議会基本条例の検証と課題について

3 参加者 (10名)

委員長 上田謙市  
副委員長 野田勝彦  
委員 渡辺友三、武藤忠樹、山田忠平、森 喜人、森藤文男、三島 一貴  
議長 兼山悌孝  
事務局 議会総務課係長 兼山 美由紀

4 研修結果 以下のとおりである。

## 三重県 いなべ市議会

### 【概要】

- 人口43,528人／世帯16,755世帯(H31.4.1現在)
- 面積219.83km<sup>2</sup>
- 議員数 18人

### 【項目】

- ・施策評価及び事務事業評価について
- ・議会基本条例の検証方法について

説明者：いなべ市議会 副議長 清水 隆弘  
〃 議会運営委員会 委員長 水谷 治喜

### ○施策評価及び事務事業評価について

「決算審査における施策評価に関する協議事項」を作成し、いなべ市議会基本条例に基づき、「執行機関が行う事務に関し、議会による施策評価を行い、適正な行政運営の確保に努める。また、議決機関として、議会が議決した施策に対し説明責任を果たす。」という目的で施策評価を行っている。協議事項は、毎年臨機応変に対応できるため、規則として設置している。この協議事項をいなべ市議会議員及び執行部へも周知し、施策評価を行っている。

いなべ市議会 平成30年度決算審査における施策評価に向けたスケジュール（案）

| 時 期               | 内 容  | 会議の別                     |
|-------------------|--|--------------------------|
| 5月下旬              | ○施策評価運営について協議・決定<br>・運営方法<br>・スケジュール<br>・評価基準及び用いる様式   | 議会運営委員会                  |
|                   | ○評価対象施策の抽出（通知）   | 各会派                      |
| 6月上旬              | ○各会派選定の評価対象施策提出締切<br>取りまとめ後、総務経済分科会・都市教育民生分科会<br>各委員長及び予算決算常任委員長へ提出  |                          |
|                   | ○取りまとめた評価対象施策を全議員へ配布   | 予算決算常任委員会（全体会）           |
|                   | ○各分科会において評価対象施策を決定<br>○各分科会において調査研究計画を立てる<br>○評価シートの配布   | 総務経済分科会<br>都市教育民生分科会     |
| 6月下旬              | ○施策評価の運営と評価対象施策の確認   | 予算決算常任委員会                |
|                   | ○市長へ評価対象施策を行う事の通知及び協力依頼<br>執行機関と調整   | 議長、予算決算常任委員会委員<br>長、執行機関 |
|                   | ○6月定例会最終日「閉会中の所管事務調査」について議決  | 本会議                      |
| 6月下旬<br>～<br>8月下旬 | ○各分科会において調査研修<br>総務経済分科会・都市教育民生分科会内で協議、関係<br>者との意見交換、現地視察など  | 総務経済分科会<br>都市教育民生分科会     |
| 8月下旬              | ○決算書、事業別説明書、施策・事務事業評価（執行<br>機関作成）を配布   | 各自熟読                     |
| 9月上旬<br>～<br>中旬   | ○分科会にて議員個人から評価シートを集め、シート<br>と提言の作成とまとめ   | 総務経済分科会<br>都市教育民生分科会     |
|                   | ○最終調整  | 総務経済分科会<br>都市教育民生分科会     |
| 9月中旬              | ○委員会において最終決定   | 予算決算常任委員会                |
| 9月下旬              | ○9月定例会最終日に意思決定<br>○「一般会計歳入歳出決算認定についてに対する附帯<br>決議」を提出。施策及び事務事業評価結果を基に、次<br>年度以降の予算編成にあたり議会の意見を提言            | 本会議                      |
|                   | ○議決後、評価シート及び提言について執行機関へ説<br>明<br>○市長へ「決算審査における施策評価及び事務事業評<br>価に関する決議」を送付。対応について翌年第1回定<br>例会召集日を目安に文書で回答を依頼 | 全員協議会、執行機関               |
| 翌年2月              | ○市長から、提言に対する予算反映の報告を受ける  | 全員協議会、執行機関               |

## ○議会基本条例の検証方法について

### ◎議会改革検討特別委員会

平成27年6月2日、20名の全議員で構成する議会改革検討特別委員会を設置し傘下に作業部会を設ける。作業部会は、各会派から1名から2名、無党派から1名の全8名で構成し、オブザーバーとして議長、副議長を入れた10名で活動している。

平成27年の第1回委員会より今日まで作業部会を34回開催し、いなべ市にあった議会基本条例にするため協議を重ねてきた。



施策に対して事務事業評価を行う

### ◎議会基本条例

パブリックコメントなどの市民からいただいた意見を含め、議会内で最終協議を行い、平成29年3月定例会へ提案、可決され、同年4月1日に施行。

### ◎議会基本条例の検証

年間に1回振り返るため、基本条例の中に「第35条 議会はこの条例の目的が達成されているかどうか、特別委員会において年1回検証するものとする。」とある。

また、議会基本条例検証実施要領もあり、検証は、定数6名の議会検証評価特別委員会を、毎年第4回定例会初日に設置し、調査終了までの任期で行っている。

### ●主な質疑応答

#### 事務事業行政評価について

Q 事務事業評価を行った後、行政全体への施策評価などは行っているか

A あくまでも選んだ施策に対して事務事業評価を行っているのですが、行政全体への施策評価は行っていない。

Q 議案審議の採択時に、事務事業評価をした議案について附帯決議をつけての要望という形は工夫されたものであると思う。執行部の事業評価に対して、議会として何らかの要望はするのか

A 特に要望はしていない

Q 平成29年度の評価が平成31年度で反映されるという点についてはどのようにお考えか。

A 1年のタイムラグがあり、評価が反映されるのが翌々年となるのは、いなべ市議会でも感じている。

「29年度の決算認定についてに対する附帯決議」を提出するという方法をとっている。その中で次年度以降の予算編成にあたり、施策に対する提言を掲げている。

Q 郡上市は市民による外部の行政評価をしているが、いなべ市ではおこなっているのか

A 市評価は、監査法人が書式や様式に関してアドバイザーが入っている。市民が行政評価をするというのは無い。



### ◎決算審査特別委員会協議会

提案会派からの報告および論点整理

提案会派から施策評価に特に取り上げたい理由や評価する上での論点を報告いただくとともに、各委員は執行部から提出された施策評価シートや実施事業調査シートに基づき、あらかじめ論点を整理し補足や意見をいただく。

委員間討論を通じて、事前に評価項目の論点整理を行う。



タブレットを使用した説明

### ◎決算審査特別委員会

委員会では、評価項目の論点を中心に、事務事業の目的や必要性を明確化し、事業の活動に対して得られる成果や結果などを確認するため、担当部課に質疑・説明を求め、その結果を踏まえて施策実現に向けた有効な事業であるかなど、事業の改善や再編・整理など、委員会討論を行い、今後の施策展開として報告書にまとめる。

### ◎施策評価報告書

- ・施策評価報告書は、施策評価ごとに作成する
- ・施策評価報告書には、表決結果と評価説明を記載する
- ・評価説明は単に各委員の意見を列記するものではなく、委員会の意見として集約したものを記載する
- ・施策評価報告書は、各委員の意見を踏まえ、原案を委員長・副委員長が作成する
- ・施策評価報告書は、審査の翌日（決算審査特別委員会4日目の翌日）に確認し、説明員の出席は原則として求めない

### ◎指標評価

- ・指標評価はA・B・Cの3段階とし、委員の表決により決定する

|    |   |                     |
|----|---|---------------------|
| 評価 | A | 施策は、この方向で進める。       |
| 評価 | B | 施策の推進に向けて、改善・見直しが必要 |
| 評価 | C | 施策の推進に向けて、抜本の見直しが必要 |

### ◎平成24年度～29年度までの評価方法についての課題

- ・評価した内容が、あまり次期の当初予算に反映されていない
- ・評価項目に選定した事業のほとんどが、継続の評価となっている。評価に相応しい事業の選定が必要
- ・現行の方法では、選定したバラバラな事業を評価しているため、総合計画の基本方針や施策に結びついていない。体系的な評価となっていない。



◎平成30年度は「事業評価」から「施策評価」へ変更

草津市議会 平成30年度決算審査における施策評価に向けたスケジュール（案）

| 時 期             | 内 容   | 会議の別         |
|-----------------|---|--------------|
| 4月中旬<br>～<br>下旬 | ○29年度の決算審査の結果について<br>○決算審査の方法について               | 決算審査特別委員会協議会 |
|                 | ○30年度の決算審査方法について<br>○30年度決算審査に向けたスケジュール         | 決算審査特別委員会協議会 |
| 5月中旬<br>～<br>下旬 | ○各会派へ評価施策提案用紙を配布・回収<br>・各会派で多く出た事業が30年度の評価事業となる | 各会派          |
|                 | ○評価施策の決定  | 決算審査特別委員会協議会 |
|                 | ○執行部へ「実施事業調査シート」作成依頼                            |              |
| 6月<br>～<br>8月下旬 | ↓<br>○執行部から「実施事業調査シート」「施策評価シート」の提出              |              |
| 9月              | ○決算審査の進め方について確認、時間配分<br>○評価項目における論点の確認・共通認識     | 決算審査特別委員会協議会 |
|                 | ○決算審査特別委員会 4日間                                  |              |
| 10月             | ○決算審査特別委員会における「施策評価報告書」を市長へ提出<br>・市議会HPに報告書掲載   |              |
| 11月             | ○「決算審査における施策評価結果の次年度予算等反映状況」を市長へ依頼              |              |
| 翌年2月            | ○市長から、「決算審査における施策評価結果の次年度予算等反映状況」の報告を受ける        |              |

○議会基本条例の検証方法について

議会改革推進特別委員会

平成23年に「より開かれた議会」を目指し、改革を推進する諸施策について調査研究するため設置。

議会基本条例

平成26年12月定例会にて「草津市議会基本条例（案）」を議員提出し、全員賛成により可決。  
平成27年1月1日から施行した。

議会基本条例の検証

平成28年10月4日から平成30年10月2日までの2年の期間を対象に、議会基本条例の第3章 市民に開かれた議会 から第7章 議員定数、議員報酬の条文について、ひとつひとつこれまでの取組状況と今後の課題等について検証を行っている。

## ●主な質疑応答

### 事務事業行政評価について

Q 施策評価するスケジュールのなかで、現場を視察したり各種団体などへ意見を聞きに行ったりしているか

A 執行部からの「調査シート」と「評価施策シート」で全て評価するため、行っていない。

Q 平成 30 年度は、事務事業評価から施策評価に変更されているが、課題と行政改革の点から厳しい事業の中止・変更・統合などの提言はしているか

A 平成 24 年度から 29 年度まで事務事業評価を行ってきたなか、課題となった主施策統合計画の基本方針や施策に結び付ける施策目標の実現、進捗状況の把握、分析、結果を踏まえて、事業の改善・再編・整理など議会として意見集約を行い、施策評価を行っている。結果は 1 年目で表われていないが、今後検討していきたい。行政改革の点での提言は行っていない。

Q 議会の意見集約である議員間討論について、工夫をしているか。共通の本など読んでいたりするのか

A 会派ごとに関心が異なり、関心のないことに関しては意見が出ない。審議を深めることは最大の課題であり、今後検討していきたい。

Q 決算資料は、詳細なものを執行部へ要望しているか

A 事業評価を行う部分の「調査シート」と「評価施策シート」のみである。

Q 市で行っている事業評価と議会で行う事業評価の結果は同じになるか

A 市は「施策評価シート」となり、議会は「A～Cの指標評価」で行うため、違ってくる。

Q 主要事業の評価を行った後、反映されたかどうかの確認も行っているか

A 市より「決算審査における施策評価結果の次年度予算等反映状況」をもらう。執行部からは文書でもらうだけであるが、予算審査特別委員会の中で、各個人が資料を基に確認を行っている。

### 議会基本条例について

Q 「（見直し手続）第 22 条 議会は、この条例目的が達成されているかどうかを常に検証するものとする。」とあるが、どのように行っているのか

A 「常に検証」とあるが、年に何回と決めて検証を行ってはいない。

### その他

Q 当市議会では令和元年度に議場や委員会室などに、Wi-Fi 環境の整備がされるため、議員のスマホやタブレットの取扱い、傍聴席・傍聴者に対する取扱いについてのルールを検討している。ルールなどの申し合わせ事項等を作成しているか

A タブレット端末機器等を適正に使用するため、「草津市議会におけるタブレット端末機器等の使用基準」を作成している。全議員へタブレット端末を貸与していることから、他市の基準よりも厳しい基準を作成した。





草津市議会 議会棟前にて

Q 当市議会では令和元年度より一般質問について、録画によるインターネット放送を開始する予定でいる。インターネットを利用した放送について、市民の皆様の反応やどのくらい視聴されているのか件数を教えていただきたい。

A 開会日、代表者質問、一般質問1日目・2日目、閉会日を放送している。ライブ中継録画映像は、大項目ごとに編集し、会議一週間後に閲覧できるようにしている。平成31年2月定例会のライブ中継アクセス数は、ホームページが427件、スマホでは194件。月平均の録画映像のアクセス数はホームページが475件、スマホでは1,449件であった。

## 5 所感

当委員会は平成30・31年度の活動方針として、9項目の議会改革に関するテーマを掲げて調査研究を行っており、その中から「事業事務行政評価の方法」と「議会基本条例の検証」の2点を行政視察の調査事項にしている。

前期の委員会では、それまでの事業事務行政評価に関する調査研究の成果を踏まえ、郡上市議会としての評価方法を提案し、すでに実施されている状況ではあるが、評価結果が市政に充分反映されるためには、更なる実効ある作業工程と評価方法を今一度確立させることが喫緊の課題となっているので、その分野では全国的にも高い評価を得ている三重県いなべ市と滋賀県草津市を研修先を選んだ次第である。

議会活動の中で行政評価を積極的に実施しなければならない根拠は、議会基本条例の条文の中に、文言の相違はあるが、「市長等の事務の執行が適正かつ公平性及び効率性をもって行われているか監視し、及び評価する」と明記されているからであり、それは郡上市議会の条例でも同様である。

研修先の市議会では、行政評価を実施する重要な時期は決算審査の9月定例会としているが、一年間の工程表(スケジュール)と評価方法がしっかりと確立しており、それに沿って議会としての作業が粛々と推進されている。

郡上市議会でも、常任委員会が春から夏にかけて、所管の関係する団体や機関と意見交換会を行い、秋の議会報告会を終えると市長に政策提言を行うというサイクルが出来上がっているので、事業事務行政評価においても同様のスケジュールが確立すれば、行政評価への取組みのサイクルは定着する、と考えられる。

次に、議会基本条例の検証では、条例の見直しをしなければならないのは事業事務行政評価と同じように、条文に「条例の目的が達成されているかを検証する」と表記されていることによる。

議会基本条例は、議会として、議員として、理想とする態様を明文化した、理念の色合いが濃い条例ではあるが、条文の実現に向けて努力することが私たちの重要な責務であり、市民の信頼を得ることに繋がると考えられる。

研修先の市議会は、それぞれに検証の方法等の特色があり、優劣はつけられないが、いなべ市議会では検証実施要領を作成し、年間の作業工程を明確にして、議員が自己評価を実施していることに着目しておきたい。

議会の使命である行政運営への監視や評価、政策提言、議会基本条例の検証や見直しなどを効率よく推進するためには、議会活動の年間スケジュールを確立させて、そのサイクルを繰り返し展開



させていくことが肝要であることを今回の先進地研修で学ぶことができた。

地方分権一括法の施行以来、議会と議員の活動が多忙になったと言われているが、そのことへの対応として、議会活動の節目を定例会毎という発想から脱却し、一年間を通して切れ間なく継続することが迫られているように思われ、「通年会期制」の導入ということも選択肢として考えられるのではないかと。

山梨学院大学の江藤俊昭教授が「議会改革は遅々として進むぐらいが丁度良い」というような趣旨の発言をされているが、先進地で学んだ内容を参考に議会改革の実績を一步一步進めていこう、という意識が委員会として高めることができたとすれば、それが今回の行政視察の最大の成果であったと言える。

※「通年会期制」とは、地方議会で、定例会の会期を1年として閉会期間をなくし、必要に応じて本会議・委員会を開けるようにする制度。

## 6 視察経費

視察費 297,830円 (議会事務局職員旅費を含む)

一人平均 33,092円 (議長、委員8名)

以上、視察研修の主な結果について報告します。

令和元年6月28日

郡上市議会議長 兼山 悌孝 様

郡上市議会議会改革特別委員会  
委員長 上田 謙市